

地域材活用木造住宅振興事業 手続きマニュアル

本事業は、地域材を活用した展示住宅の整備や地域材活用に関する技術研修への助成を行う事業者向けの補助事業です。

この補助事業について応募をされる方は、この「手続きマニュアル」を熟読いただき、その内容をご理解の上、手続きを行って下さい。

※ 本事業は、平成21年度第2次補正予算の成立を前提としています。正式には国会での審議を踏まえ、制度として創設されますので、内容に変更があり得ることをご了承ください。

国土交通省住宅局 木造住宅振興室

《本事業に関する問い合わせ》

国土交通省住宅局住宅生産課 木造住宅振興室

電話 03-5253-8111(代)

ホームページ <http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/mokuzou.top.html>

手続きの概要・流れ

- 1) 事業計画の提案（→詳しくは、「4. 事業計画の提案」）

応募者は、応募者の概要、事業の概要等を記入した「事業計画提案書」等の提出書類を、平成22年2月15日（月）（消印有効）までに、国土交通省住宅局木造住宅振興室（以下、「木住室」という。）に郵送等により提出します。
- 2) 事業の審査・採択（→詳しくは、「5. 事業計画の審査・採択」）

応募書類について、書類審査を行った上で、必要に応じてヒアリング審査を行い、補助を行う事業を採択します。
- 3) 補助金交付申請（→詳しくは、「6. 補助金交付申請」）

採択事業者（補助を行う事業に採択され、その旨の通知を受けた応募者）は、「補助金交付申請書」等の必要な書類を提出します。具体の手続き等については、事業の採択通知時に採択事業者に対してお知らせします。
- 4) 補助金の交付決定（→詳しくは、「7. 補助金の交付決定」）

受け付けした補助金交付申請書等について審査を行い、交付を決定した場合は、当該交付申請を行った採択事業者に対して交付決定通知書を送付します。
- 5) 実績報告（→詳しくは、「8. 実績報告」）

補助事業者（補助金の交付決定を受けた採択事業者）は、平成22年9月30日（木）まで（ただし、「2. 2 木材生産現地研修会の開催に要する費用」のみの申請をした場合、原則平成22年3月26日（金）まで（消印有効））に、実績報告書等の必要な書類を提出します。具体の手続き等については、事業の採択通知時に採択事業者（＝補助事業者）に対してお知らせしています。
- 6) 補助金の額の確定及び支払（→詳しくは、「10. 補助金の額の確定及び支払」）

提出された実績報告書の内容の審査及び必要に応じて行う現地検査等により、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に額の確定通知書を送付します。額の確定通知書の送付後に、交付申請時に指定した補助事業者となった場合の口座に補助金が振り込まれます。すなわち、補助事業者が実際に補助金を受け取るのは、この時点となります。

1. 補助対象となる事業

補助金交付の対象となる事業は、「1. 1 木造展示住宅の建設」、「1. 2 木材生産現地研修会の開催」に掲げるものです。どちらか一方、又は両方により事業を構成します。

1. 1 木造展示住宅の建設

補助の対象となる展示住宅については、次の全ての要件を満たす木造展示住宅に限ります。要件の詳細は以下に示す別紙を参照して下さい。

- 1) 産地証明等がなされている地域材を使用すること
 - 2) 高い普及効果が見込まれること
 - 3) 当該展示住宅を活用して実務者への啓発を行うこと
 - 4) 「4. 補助対象となる経費」について他の補助金等の交付を受けている場合又は受ける見込みのある場合にあつては、当該他の補助金等の対象経費を本事業による補助対象経費から除いて算定すること
- } → 詳しくは、別紙 (p. 7)

1. 2 木材生産現地研修会の開催

補助の対象となる木材生産現地研修会については、次のいずれか(複数可)の研修会に限ります。

- 1) 地域材の生産現場の見学を行う研修会
- 2) 地域材製品の加工現場の見学を行う研修会
- 3) 地域材製品が実際に使われている現場の見学を行う研修会

2. 補助対象となる経費、補助金の額

補助金交付の対象となる経費の範囲は、「2. 1 木造展示住宅の建設費」、「2. 2 木材生産現地研修会の開催に要する費用」に掲げるものです。なお、ここに掲げる以外の経費を含む事業を実施することは差し支えありませんが、その費用は補助対象となりません。補助金交付申請書及び実績報告書の「補助対象経費」には、補助対象となる経費のみ計上して下さい。

補助金の額については、下記の範囲内となりますが、審査採択にあたって、応募申請額を下回る決定をさせていただくことがあります。

「2. 2 木材生産現地研修会の開催に要する費用」のみの申請の場合、平成21年度内に事業完了及び実績報告ができるものを条件とします。ただし、応募者の責によらない気象の影響などを勘案できる場合は、この限りではありません。

2. 1 木造展示住宅の建設費

対象展示住宅は、1応募者あたり1棟のみの応募とします。下表に掲げる主体工事費の9割以内の額で、かつ1応募者当たり2,000万円を上限とします。なお、補助対象となる経費は、下表に掲げる主体工事費のみとします。

下表に掲げた工事以外の工事（屋内電気設備工事費、屋内ガス設置工事費、屋内給排水設備工事費など）を実施することは差し支えありませんが、その費用は補助対象となりません。

主体工事費	建築主体の工事に要する費用をいう。ただし、建築主体と分離して設けられる受水槽、煙突その他これらに類する工作物の設置工事に要する費用を除く。
-------	---

2. 2 木材生産現地研修会の開催に要する費用

下表に掲げる費用の合計額で、かつ1補助事業者当たり200万円を上限とします。

下表に掲げた費用以外の費用が生ずることは差し支えありませんが、その費用は補助対象となりません。

本費用のみの応募の場合、原則として平成21年度内に事業完了及び実績報告ができるものを採択します。ただし、応募者の責によらない気象の影響などを勘案できる場合は、この限りではありません。

講師謝礼金	技術研修等の講師に対する謝礼に要する費用をいう。
講師旅費	技術研修等の講師の移動及び宿泊に要する費用をいう。
印刷製本費	技術研修等で使用する資料の印刷製本に要する費用をいう。
研修会場借上費	技術研修等で使用する会場の借り上げに要する費用をいう。

3. 応募者の資格

応募者は、以下のいずれかに該当する方です。

- 1) 住宅の建設工事を行う事業者
- 2) 1) の事業者が組織する団体・グループ（ただし、公益法人は除きます。）

※ 法人格を有しない任意の団体・グループにあつては、代表者及び業務実施責任者が明確で、かつ、経理担当者が設置され、会計帳簿、監査体制を有するなど、事業実施に係る責任体制が整備されていること。（この場合、「4. 3 事業計画の提出書類」で示す「応募者の法人等の概要がわかる書類」として、責任体制の整備状況がわかる書類も提出すること。）

4. 事業計画の提案

4. 1 事業計画の提案方法

応募者は、「4. 2 事業計画の提出書類の受付期間」に定められた期間中に、次の手続きに従って「4. 3 事業計画の提出書類」に示す書類を木住室に提出して下さい。

提出書類は、書留郵送等（宅配便も可）の受け取りを確認できる配送方法により、応募者が木住室に送付して下さい。

受付後の提出書類の返却はしません。

4. 2 事業計画の提出書類の受付期間

平成22年1月13日（水）から2月15日（月）まで（消印有効）

4. 3 事業計画の提出書類

応募者は、以下の書類を全て2部作成して木住室に提出して下さい。ただし、2部のうち1部はコピーでも構いません。

- 1) 「2. 1 木造展示住宅の建設費」と「2. 2 木材生産現地研修会の開催に要する費用」の両方を応募する場合の提出書類
 - ① 事業計画提案書（様式1(1)）
 - ② 木造展示住宅の建設の計画書（様式1(2)）

- ③ 木材生産現地研修会の開催の計画書（様式1(3)）
- ④ 応募者の法人等の概要がわかる書類（法人の登記事項証明書（作成後3か月以内のものに限ります。）等）（任意様式）
- ⑤ 応募者が建設業に従事していることがわかる書類の写し（建設業の許可証明書等）

2) 「2. 1 木造展示住宅の建設費」のみ応募する場合の提出書類

- ① 事業計画提案書（様式1(1)）
- ② 木造展示住宅の建設の計画書（様式1(2)）
- ③ 応募者の法人等の概要がわかる書類（法人の登記事項証明書（作成後3か月以内のものに限ります。）等）（任意様式）
- ④ 応募者が建設業に従事していることがわかる書類の写し（建設業の許可証明書等）

3) 「2. 2 木材生産現地研修会の開催に要する費用」のみ応募する場合の提出書類

- ① 事業計画提案書（様式1(1)）
- ② 木材生産現地研修会の開催の計画書（様式1(3)）
- ③ 応募者の法人等の概要がわかる書類（法人の登記事項証明書（作成後3か月以内のものに限ります。）等）（任意様式）
- ④ 応募者が建設業に従事していることがわかる書類の写し（建設業の許可証明書等）

（記入上の注意）

※事業計画提案書（様式1(1)）、木造展示住宅の建設の計画書（様式1(2)）、木材生産現地研修会の開催の計画書（様式1(3)）は、必ず木居室ホームページからダウンロードした指定の事業計画提案書に黒色のボールペンで丁寧に記入したもの又は印刷されたものを使用して下さい。指定以外の様式（独自に作成されたもの等）、汚れたもの、拡大・縮小されたもの、FAXにより提出されたものは申請を受付けません。

※提出書類の内容等が応募の要件を満たしていない場合、又は送付された書類に不足がある場合は、受付を行わず、その旨を応募者に通知します。また、提出書類に改ざん等不正行為が認められた場合は、これを受理しません。

※応募者が「3. 応募者の資格」の「2) 1) の事業者が組織する団体・グループ」の場合、上記の1) ⑤、2) ④、3) ④については、その構成員である者の建設業の許可証明書等をもって当該提出書類とすることができます。

5. 事業計画の審査・採択

事業計画提案書等の提出書類について、書類審査を行った上で、必要に応じてヒアリング審査を行い、補助を行う事業を採択します。審査結果については、平成21年度2次補正予算の成立後、採択事業について応募者に通知し、採択事業者名等を木居室のホームページ等で公表します。

6. 補助金交付申請

採択事業者は、事業の採択時に連絡する期日までに、補助金交付申請書等の必要な書類を提出して下さい。交付申請にあたっての具体的手続き、補助金交付申請書等の必要な書類の様式については、事業の採択時に採択事業者に対してお知らせします。

なお、補助金交付申請書の内容等が採択された内容を満たしていない場合、又は送付された書類に不足がある場合は、交付決定を行わず、その旨を採択事業者に連絡します。

また、提出書類に改ざん等不正行為が認められた場合は、これを受理しません。

※ 採択されていない場合、補助金交付申請を行うことはできません。

7. 補助金の交付決定

受付けした補助金交付申請書について審査を行い、申請を行った採択事業者に対して交付決定通知書（交付決定金額、及び交付決定年月日等が記載されたもの）を送付します。受付後の補助金交付申請書等の返却はしません。

この交付決定通知書は、あくまでも補助事業者が適正に事業を完了した場合に補助金が交付されるということをお知らせするものであって、「10. 実績報告」の実績報告書を適正に提出した時点で初めて補助金交付の要件を具備することとなります。また、実績報告書提出前に手続きマニュアル等に記載されている要求事項等に違反したときは、補助金の交付決定は失効するものとします。

8. 実績報告

8. 1 実績報告の方法

補助事業者は、「8. 2 実績報告の受付締め切り日」に定める実績報告の受付締め切り日までに、実績報告書等の必要な書類を提出して下さい。実績報告にあたっての具体的手続き、実績報告書等の必要な書類の様式については、事業の採択時に採択事業者に対してお知らせします。

「8. 2 実績報告の受付締め切り日」に定める実績報告の受付締め切り日までに、実績報告書等の必要な書類が提出されない場合、原則として補助金を受けることはできません。

8. 2 実績報告の受付締め切り日

1) 「2. 1 木造展示住宅の建設費」の申請をした場合（これと「2. 2 木材生産現地研修会の開催に要する費用」との両方を申請した場合を含む）

平成22年9月30日（木）（消印有効）

2) 「2. 2 木材生産現地研修会の開催に要する費用」のみの申請をした場合

平成22年3月26日（金）（消印有効）

※ ただし、2) の締め切り日については、応募者の責によらない気象の影響などを勘案できる場合は、この限りではありません。

9. 現地検査等

補助事業の適正な実施を図るため、必要に応じて補助事業者に対して報告を求め、又は現地検査等を行うことができるものとします。

補助事業者は、補助事業の内容について報告、又は現地検査等の実施を求められた場合は、これに協力しなければなりません。

※関係資料の提出を求める場合がありますので、補助事業に関する書類（経理処理関係書類を含む。）の整理・保存に充分ご注意ください。

10. 補助金の額の確定及び支払

提出された実績報告書の内容の審査及び必要に応じて行う現地検査等により、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に額の確定通知書を送付します。

額の確定通知書の送付後に、交付申請時に指定した補助事業者の口座に補助金が振り

込まれます。補助事業者が実際に補助金を受け取るのは、この時点となります。

1 1. その他

この手続きマニュアルによるほか、補助金の交付等に関しては、次の各号等に定めるところにより行う必要があります。

- 1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- 2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- 3) 国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年内閣府・建設省令第9号）

1 2. 応募書類等の提出先、問い合わせ先

質問・相談については、原則として、電話でお願いします。よくあるご質問については、Q&Aとしてホームページに回答を掲載する予定です。

（応募書類の送付先・問い合わせ先）

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課 木造住宅振興室

TEL 03-5253-8111（代）

ホームページ <http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/mokuzou.top.html>

○ 「産地証明等がなされている地域材を使用すること」について

「1. 1 木造展示住宅の建設」における補助の要件「産地証明等がなされている地域材」については、次のイからホまでのいずれかに該当するものとします。

- イ 都道府県により産地が証明される制度又はこれと同程度の内容を有する制度により認証される木材・木材製品（例：〇〇県産材認証制度 など）
- ロ 森林経営の持続性や環境保全への配慮などについて、民間の第三者機関により認証された森林から産出される木材・木材製品（例：森林管理協議会（F S C）、P E F C 森林認証プログラム（P E F C）、「緑の循環」認証会議（S G E C） など）
- ハ 林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月）に基づき合法性が証明される木材・木材製品
- ニ 産地、加工種などについて、民間の第三者機関により認証される木材・木製品（例：木材表示推進協議会（F I P C） など）
- ホ 上記イからニまでの方法によらず、企業等の独自の取組（森林の伐採段階から納入段階等に至るまでの流通経路等の把握 など）によって、確実に産地が証明される木材・木材製品

（参考）

・ 合法性、持続可能性の証明について

合法性、持続可能性が証明される木材・木材製品については、合法木材ナビホームページ (<http://www.goho-wood.jp/>) などにおいて確認できます。

・ 産地、加工種などの民間の第三者機関による認証について

産地、加工種などについて、民間の第三者機関により認証される木材・木材製品については、木材表示推進協議会ホームページ (<http://www.zenmoku.jp/fipc/>) などにおいて確認できます。

○ 「高い普及効果が見込まれること」について

「1. 1 木造展示住宅の建設」における補助の要件「高い普及効果が見込まれること」については、「木造展示住宅の建設の計画書」（様式1(2)）に記載された内容等をもとに、高い普及効果が期待できると考えられる応募に対して、優先的に採択（又は補助金の配分）を行います。

○ 「当該展示住宅を活用した実務者への啓発を行うこと」について

「1. 1 木造展示住宅の建設」における補助の要件「当該展示住宅を活用した実務者への啓発を行うこと」については、住宅生産者（大工・工務店、設計者等）、木材産業関係者等を対象として、当該展示住宅の建設過程（住宅の棟上げ以降で、内装工事よりも前の工程の工事中の現場）を実際に見て学ぶ勉強会を実施することを要件とします。なお、この勉強会をもって「1. 2 木材生産現地研修会の開催」で示す研修会と見なすことはできません。